

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（仮称） 【骨子案】

1. 基本的な考え方

（1）復興の現状

- ・ 地震・津波被災地域においては、これまで5度に渡って講じてきた加速化措置の成果もあり、来年度にかけ、多くの恒久住宅が完成時期を迎える。産業・生業の再生も着実に進展し、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、復興は新たなステージ
- ・ 福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって空間線量率は原発事故発生時と比べ大幅に減少。また、一部市町村で避難指示の解除等が実施されるなど、復興に向けた動きは着実に進展

（2）「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

- ・ 復興のステージが進むにつれ生じる新たな課題に対応しつつ、10年間の復興期間の「総仕上げ」として、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現
- ・ 我が国の「課題先進地」である被災地において「新しい東北」の姿を創造
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、東日本大震災の被災地が復興した姿を世界に発信
- ・ 福島原子力災害被災地域においては、事故から6年後（平成29年3月）には避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示解除等が進み、本格的な復興のステージへ移行
- ・ 福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む
- ・ 「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「平成28年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方を踏まえつつ、2. の各事項に重点的に取り組む

2. 各分野における今後の取組

（1）被災者支援（健康・生活支援）

避難生活の長期化による被災者の心身の健康の維持や恒久住宅への移転に伴うコミュニティの再生、生きがいきづくり等の「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援を行う。

また、応急仮設住宅から恒久住宅への移転に当たって、住宅・生活再建に係る支援に取り組む。

(具体的な取組)

- ・ 50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」¹を着実に推進
- ・ 見守りや生きがいづくりなどの被災者の心身のケアに対する支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成等を引き続き支援
- ・ 円滑な恒久住宅への移転や暮らしの再建のため、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備、学校校庭にある応急仮設住宅への対応を支援
- ・ 子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、被災した子どもが安心して学ぶことができる環境の確保に取り組む

(2) 住宅再建・復興まちづくり・生活環境の整備、公共インフラの復旧・復興

住まいの再建は、平成 28 年度にかけてその多くが完成時期を迎える。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、引き続き、現地へのきめ細かな実務支援等を実施するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援する。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の供給体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。

集中復興期間において道路、河川、上下水道等のうち、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了しつつあることから、今後は、災害に強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させる。

(具体的な取組)

- ・ 住宅再建・復興まちづくりについて、工事加速化支援隊を活用し、引き続き市町村に対するきめ細かな支援を実施
- ・ 被災者生活再建支援金の支給とともに、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助など、各種支援施策を着実に推進

¹ 平成 27 年 1 月 23 日策定

- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行支援等により商店街を再建し、まちのにぎわいを再生
- ・ 応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保等を支援
- ・ 医療・介護提供体制の復興について、引き続き必要な支援を実施。また、地域包括ケアシステムの構築を、地域の実情に応じて促進
- ・ 復興道路・復興支援道路等の緊急整備
- ・ 鉄道の復旧に向け、関係者間で緊密に連携
- ・ 港湾の復旧及び被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進
- ・ 合意形成がなされた海岸について速やかに復旧・復興が進むよう支援
- ・ 農林水産業の再生に向け、農地の復旧や大区画化、漁港、海岸防災林等の復旧・復興を推進

(3) 産業・生業の再生

被災地域での産業を復興し、生業の再生を進めることは、復興政策の重点課題の一つである。今後、人口減少、少子・高齢化が進む中、交流人口を拡大し、自立的で、持続可能性の高い、活力ある地域経済を再生することが重要であり、このための取組を戦略的に推進する。

(具体的な取組)

- ・ 「産業復興創造戦略」²に基づく創造的な産業復興の実現を目指し、被災した施設等の復旧・整備や二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組むとともに、売上げの回復が遅れている業種の復興を加速化するため、官民連携による販路開拓・商品開発支援のほか、以下の重点課題に取り組む
 - ① 商店街の再生：
 - 仮設店舗から本設店舗への移行支援等により商店街を再建し、まちのにぎわいを再生(再掲)
 - ② 農林水産業の再生：
 - 農地の大区画化・利用集積、食品の安全の確保、国内外の風評被害の払拭、木材の安定供給の確保、水産加工業の販路の回復・新規開拓等の取組支援
 - ③ 観光の振興：
 - 広域観光周遊ルート形成をはじめとするインバウンド促進等、自然・文化・食等の資源をいかし、関係省庁で連携した観光振興を推進

² 平成 26 年 6 月 10 日産業復興の推進に関するタスクフォース決定

(4) 原子力災害からの復興・再生

福島原子力災害被災地域においては、田村市、川内村、楡葉町では避難指示の解除等が行われるなど、復興に向けた動きは着実に進展。避難指示解除準備区域・居住制限区域については、事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除できるよう環境整備に取り組んでおり、本格的な復興のステージへ移行していく。

早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を通じ、福島の復興・再生を加速化する。

福島12市町村の将来像の提言では、30～40年後には、復興が着実に進めば震災前に推計された人口見通しを上回る可能性や、空間線量率が相当程度低減するなど、明るい材料が示された。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

また、福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、国内外の叡智を結集し安全かつ確実に進めるとともに、地域住民の関心や不安に応えつつ地元をはじめ国内外に適切な情報発信を行っていく。あわせて、放射性物質の除去等が着実に進むよう取り組む。

(具体的な取組)

- ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）
 - ・ 廃炉・汚染水対策の安全かつ確実な実施と適切な情報発信
- ② 放射性物質の除去等
 - ・ 国・市町村の除染実施計画に基づく面的除染の完了に向けた取組、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の継続的搬入、指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理、減容・再生利用技術等の開発
- ③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組等
 - ・ 放射線量等きめ細かく抜け落ちのないモニタリングとそのわかりやすい情報提供
 - ・ 除染の十分な実施、放射線に係る住民の方々の健康管理の支援や個人個人の放射線不安に対応したリスクコミュニケーションの充実、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧等生活再開に必要な環境整備などの住民の帰還支援に向けた取組を加速
 - ・ 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示解除できるよう、環境整備を加速
 - ・ 必要十分な賠償の円滑な実施

- ・ コミュニティ維持・形成や、避難住民への見守り・心のケア、生きがいがづくり等の被災者支援、安定した生活環境の確保
- ・ 鳥獣被害対策の推進
- ④ 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化
 - ・ 中長期、広域の視点で策定された福島 12 市町村の将来像の提言の個別具体化・実現
 - ・ イノベーション・コースト構想における廃炉研究開発、ロボット研究・実証、国際産学連携等の拠点の整備・立地等の推進
 - ・ JR 常磐線の早期全線開通
 - ・ 町内外の復興拠点について、円滑かつ迅速な整備を支援
 - ・ 帰還困難区域の今後の取扱いについて、引き続き地元とともに検討
- ⑤ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組
 - ・ 福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえつつ地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策の充実
 - ・ 帰還に向けた企業立地支援による雇用創出
 - ・ 農林水産業再生のための支援
 - ・ 風評被害対策の継続的な検証、一層の効果的取組の推進
 - ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保を支援

(5) 「新しい東北」の創造

- ・ 各種の取組で蓄積したノウハウ等について被災地で普及・展開

(6) その他

(ア) 復興特区制度

- ・ 被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等

(イ) 自治体支援

- ・ 支援対象を見直した上で、震災復興特別交付税により支援
- ・ 任期付職員及び応援職員への支援について、引き続き、全額国費で支援

(ウ) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

- ・ 被災地での聖火リレーや事前キャンプの実施など、被災地と連携した取組

(エ) 震災の記憶の継承

- ・ 国営追悼・祈念施設（仮称）の整備
- ・ 震災アーカイブの利活用の促進

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の推進

3. フォローアップ等

(1) 基本方針のフォローアップ

- ・ 復興庁は、毎年度、本方針の実施状況を含む復興の状況のフォローアップを行い、その結果を国会に報告・公表
- ・ 本方針は、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興状況等を踏まえ、3年後を目途に必要な見直し

(2) 復旧・復興事業の規模と財源

- ・ 「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」及び「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」³に基づき、「復興・創生期間」における各年度の事業規模を適切に管理

³ 平成 27 年 6 月 30 日閣議決定